

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する 省令について(お知らせ)

国土交通省

令和元年5月10日付けで、貨物自動車運送事業輸送安全規則(省令)の一部が改正され、荷役作業や付帯作業を行った場合には「乗務記録(日報)への記載」が必要(車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のトラックが対象)となります。なお、この省令は6月15日から施行されます。

【改正概要】

現在、貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条において、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転手ごとに、休憩又は睡眠をした場所の地点・日時、荷待時間に関する事項等を記録するよう定められています。

今回の改正で、集荷又は配達(以下「荷役作業等」という。)を実施した場合における次の事項についても、乗務記録(日報)の対象として新たに追加されます。

- (1) 集荷地点等
- (2) 荷役作業等の開始及び終了の日時
- (3) 荷役作業等の内容
- (4) (1)から(3)までに掲げる事項について荷主の確認が得られた場合にあっては、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合にあっては、その旨

【今後の動き】

☆国土交通省と全日本トラック協会と連携して本改正に係る付帯業務内容の乗務記録付票への記載例を示したチラシを作成中。

☆国土交通省に、デジタコなどでの記録の方法などを「Q&A」などに明示するよう要請中